

# 手術に係る施設基準

保険医療機関名 さくら総合病院

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術に係る施設基準(通手)第287号(症例数は2023年4月～2024年3月の件数)

院内掲示をする手術件数

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	3
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術の件数		89
----------------	--	----

その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	16
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	1
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	経皮的冠動脈ステント留置術	112